

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局医療政策部医療人材課)……………一
- 東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則……………(病院経営本部経営企画部総務課)……………一

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………二
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………(同)……………四
- 建築基準法による道路位置の指定……………(同)……………四
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局総務部環境政策課)……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………七
- 平成十六年東京消防庁告示第七号(火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置)の一部改正……………八

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………八
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………一〇
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催(二件)……………(環境局総務部環境政策課)……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………三

規則

○平成二十七年九月十六日付東京都公告……………三

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年十月十三日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十三号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則
歯科技工士法施行細則(昭和三十一年東京都規則第四十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中「知事を経由して厚生労働大臣に、又は」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十月十三日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十四号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立病院条例施行規則(昭和三十六年東京都規則第五十三号)の一部を次のように改正する。
第一条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業を行う施設 東京都立墨東病院

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千五百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第二百三十七号町田都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十七年十月十三日
東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称

町田市
町田都市計画公園事業第七・四・四種類及び名称 号薬師池西公園

二 事業施行期間

平成二十一年二月十日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

町田市野津田町字峯、字薬師前、山崎町字七号、本町田字乙五号及び字乙六号各地内

使用の部分
変更なし

●東京都告示第千五百三三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十七年十月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 日時 平成二十七年十月二十日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社貸ビルセンター
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 桑山 伸行
 - (三) 主たる事務所の所在地 港区西新橋一丁目九番一号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第二九一〇九号
 - (五) 免許年月日 平成二十三年五月三十日
-
- 一 日時 平成二十七年十月二十日 午後三時三十分
 - 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
 - 三 被聴聞者

(一) 商号 マルコー保険事務所

(二) 代表者氏名 諏佐 晃一

(三) 主たる事務所の所在地 葛飾区金町二丁目四番四号

(四) 免許証番号 東京都知事(7)第五二四〇九号

(五) 免許年月日 平成二十三年十二月十一日

- 一 日時 平成二十七年十月二十日 午後四時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社宗月

(二) 代表者氏名 代表取締役 黒澤 莊一

(三) 主たる事務所の所在地 渋谷区笹塚一丁目五十六番十号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八六四五号

(五) 免許年月日 平成二十三年九月二十九日

- 一 日時 平成二十七年十月二十二日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者

(一) 商号 広尾プランニング株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 天川 修

(三) 主たる事務所の所在地 渋谷区広尾五丁目十六番一号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八六七九号

(五) 免許年月日 平成二十三年十月二十七日

一 日時 平成二十七年十月二十二日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社ポーニングスラウム

(二) 代表者氏名 代表取締役 森川 茂美

(三) 主たる事務所の所在地 台東区台東三丁目五番四号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八七四〇五号

(五) 免許年月日 平成二十四年四月六日

- 一 日時 平成二十七年十月二十六日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社フェイス

(二) 代表者氏名 代表取締役 大谷 憲司

(三) 主たる事務所の所在地 調布市菊野台一丁目二十八番地十七エイ

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八七五六四号

(五) 免許年月日 平成二十四年五月十一日

- 一 日時 平成二十七年十月二十六日 午後三時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者

(一) 商号 有限会社サントレーディング

(二) 代表者氏名 代表取締役 寺井 久晴

(三) 主たる事務所の所在地 港区南青山五丁目四番三十五ー一三〇五号

<p>三 被聴聞者</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一號 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>一 日時 平成二十七年十月二十九日 午後四時三十分</p>	<p>(五) 免許証番号 東京都知事(2)第八七九四号 平成二十四年八月三日</p> <p>(四) 商号 株式会社東京インターナショナル外語学院</p> <p>(三) 代表者氏名 代表取締役 韓 明花</p> <p>(二) 主たる事務所の所在地 台東区浅草橋一丁目三十一番十号</p> <p>(一) 商号 株式会社東京インターナショナル外語学院</p>	<p>三 被聴聞者</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一號 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>一 日時 平成二十七年十月二十九日 午後三時三十分</p>	<p>(五) 免許証番号 東京都知事(1)第九二九〇五号 平成二十三年四月二十二日</p> <p>(四) 商号 株式会社L・H・プランニング</p> <p>(三) 代表者氏名 代表取締役 小泉 達哉</p> <p>(二) 主たる事務所の所在地 新宿区早稲田鶴巻町五百六十八番地土屋ビル一階</p> <p>(一) 商号 株式会社L・H・プランニング</p>	<p>三 被聴聞者</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一號 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>一 日時 平成二十七年十月二十九日 午後二時三十分</p>	<p>(四) 商号 有限会社アローハウジング</p> <p>(三) 代表者氏名 代表取締役 箭内 孝夫</p> <p>(二) 主たる事務所の所在地 渋谷区神宮前四丁目四番十一号</p> <p>(一) 商号 株式会社アローハウジング</p>
<p>三 被聴聞者</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一號 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>一 日時 平成二十七年十一月二日 午後三時三十分</p>	<p>(五) 免許証番号 東京都知事(9)第四一四三〇号 平成二十四年二月五日</p> <p>(四) 商号 株式会社山忠ホーム</p> <p>(三) 代表者氏名 代表取締役 奥村 秀雄</p> <p>(二) 主たる事務所の所在地 中野区中野五丁目六十八番二号</p> <p>(一) 商号 株式会社山忠ホーム</p>	<p>三 被聴聞者</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一號 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>一 日時 平成二十七年十一月二日 午後三時三十分</p>	<p>(五) 免許証番号 東京都知事(15)第一四八八号 平成二十五年九月十五日</p> <p>(四) 商号 金子不動産</p> <p>(三) 代表者氏名 金子 榮吉</p> <p>(二) 主たる事務所の所在地 足立区綾瀬四丁目五番十九号</p> <p>(一) 商号 金子不動産</p>	<p>三 被聴聞者</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一號 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>一 日時 平成二十七年十一月二日 午後二時三十分</p>	<p>(五) 免許証番号 東京都知事(6)第五九七四七号 平成二十三年九月二十八日</p> <p>(四) 商号 株式会社ブレインズ</p> <p>(三) 代表者氏名 代表取締役 松葉 一</p> <p>(二) 主たる事務所の所在地 千代田区神田須田町一丁目二十一番地四</p> <p>(一) 商号 株式会社ブレインズ</p>
<p>三 被聴聞者</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一號 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>一 日時 平成二十七年十一月五日 午後四時三十分</p>	<p>(五) 免許証番号 東京都知事(5)第七〇六四一号 平成二十三年十月八日</p> <p>(四) 商号 ランドフィールド株式会社</p> <p>(三) 代表者氏名 代表取締役 野地 忠</p> <p>(二) 主たる事務所の所在地 千代田区内神田一丁目十八一東京ロイヤルプラザ一〇一四号</p> <p>(一) 商号 ランドフィールド株式会社</p>	<p>三 被聴聞者</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一號 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>一 日時 平成二十七年十一月五日 午後三時三十分</p>	<p>(五) 免許証番号 東京都知事(4)第七七三九六号 平成二十六年五月十四日</p> <p>(四) 商号 株式会社エフ・イー・シー</p> <p>(三) 代表者氏名 代表取締役 林 雅三</p> <p>(二) 主たる事務所の所在地 文京区本駒込二丁目十番四号</p> <p>(一) 商号 株式会社エフ・イー・シー</p>	<p>三 被聴聞者</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一號 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>一 日時 平成二十七年十一月二日 午後四時三十分</p>	<p>(五) 免許証番号 東京都知事(5)第七〇六四一号 平成二十三年十月八日</p> <p>(四) 商号 ランドフィールド株式会社</p> <p>(三) 代表者氏名 代表取締役 野地 忠</p> <p>(二) 主たる事務所の所在地 千代田区内神田一丁目十八一東京ロイヤルプラザ一〇一四号</p> <p>(一) 商号 ランドフィールド株式会社</p>

- (四) 免許証番号 東京都知事(四)第七五一八一号
- (五) 免許年月日 平成二十四年五月九日

●東京都告示第千五百四号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十七年十月十三日

東京都知事 外 添 要 一

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	年月日
丸都不動産株式会社	代表取締役 山下 舜	大田区上池台四丁目二番六号	14第五二五一号	平成二十三年六月二十一日
アテレビオホーム有 限会社	代表取締役 池田 昌司	大田区中馬 込二丁目十七番七号	(3)第八〇一九九号	平成二十三年十一月十六日

●東京都告示第千五百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十七年十月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年九月七日	小平市上水本町三丁目千六百十八番四十二	延長 二四・二三 幅員 六・〇〇
----------------------	------------	---------------------	---------------------

●東京都告示第千五百六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、都営村山団地(後期)建替事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 外 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

都営村山団地(後期)建替事業

住宅団地の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、昭和三十九年度から昭和四十一年度までに建設された都営村山団地の建替事業の一環で、平成九年から着手している建替事業に続き、既存の都営住宅の除却と約二千四百戸の都営住宅の新築及び付帯施設の整備を行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年十月十三日から同月二十七日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 武蔵村山市協働推進部環境課

イ 武蔵村山市本町一丁目一番地の一

ウ 東大和市環境部環境課

エ 東大和市中三丁目九百三十番地

オ 立川市環境下水道部環境対策課

カ 立川市泉町千五百五十六番地の九

キ 東京都環境局総務部環境政策課

ク 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

ケ 東京都多摩環境事務所管理課

コ 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業の実施による環境に及ぼす影響の評価の結論を表1(1)～(4)に示す。

表1(1) 本事業の実施による環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価の項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴い発生する大気質の影響】 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素の年平均値の年間98%値は計画地内で0.037～0.061ppm(寄与率19～54%)、敷地境界で0.032～0.052ppm(寄与率4～45%)となり、工事によっては評価の指標である環境基準(0.06ppm)を上回る結果となった。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は計画地内で0.048～0.055mg/m³(寄与率4～20%)、敷地境界で0.046～0.052mg/m³(寄与率0～15%)となり、評価の指標である環境基準(0.10mg/m³)を満足する。 二酸化窒素については、可能な限り排出ガス対策型建設機械の使用や工事の平準化に取組み、大気質の影響の低減化に努めることとする。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する大気質の影響】 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.032～0.040ppm(寄与率0.0～0.5%)となり、評価の指標である環境基準(0.06ppm)を満足する。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.049～0.050mg/m³(寄与率はいずれも0.0%)となり、評価の指標である環境基準(0.10mg/m³)を満足する。</p>
騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の影響】</p> <p>①騒音 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果は、計画地内で73.4～78.7dB、敷地境界で54.3～74.7dBであり、評価の指標である東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)に定める指定建設作業騒音の制音基準(80dB)を満足する。なお、予測結果が、評価の指標に近い値であることから、工事の実施においては、計画地内における工事区域の境界周辺及び計画地の敷地境界周辺への騒音の影響を低減させるため環境保全措置に示した内容等に十分留意し、騒音の低減に努めることとする。</p> <p>②振動 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果は、計画地内で64.4～68.6dB、敷地境界で35.8～68.5dBであり、評価の指標である東京都の「環境確保条例」に定める指定建設作業振動の制音基準(70dB)を満足する。なお、予測結果が、評価の指標に近い値であることから、工事の実施においては、計画地内における工事区域の境界周辺及び計画地の敷地境界周辺への振動の影響を低減させるため環境保全措置に示した内容等に十分留意し、振動の低減に努めることとする。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の影響】</p> <p>①騒音 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は、62.1～73.9dBであり、団地西通りを除き、評価の指標である環境基準を上回る結果となるが、団地西通りを除く地点は、現況において評価の指標を上回っている状況である。このため、現況の一般車両のみの条件と比較すると、工事用車両の走行時における道路交通騒音レベルの増加分は、0.0～0.3dBとほとんど増加しない結果であることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいものと考え、環境保全措置に示した内容等に十分留意し、騒音の低減に努めることとする。</p> <p>②振動 工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果は、昼間43.5～54.0dB、夜間36.7～50.0dBであり、評価の指標である東京都の「環境確保条例」に定める日常生活等に係る振動の規制基準を満足する。</p>

表1(2) 本事業の実施による環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価の項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
水循環	<p>【掘削工事に伴う水循環への影響】</p> <p>掘削工事における基礎掘削深度は、最大でG1-3m程度であり比較的浅く、計画地内の地下水は、ボーリング調査結果からG1-6.0m付近であると考えられる。このことから、掘削工事により地下水が排出されることはなく、地下水の流動を阻害することもないと考える。また、杭工事は、アースオーガによる工法を採用する予定であり、安定液を使用して孔壁を保護しながら掘削することで、地下水の排出を最小限に抑えることができ、杭工事に伴う周辺の地下水位に与える影響はないと考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「地下水の流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>【計画建築物の存在による水循環への影響】</p> <p>予測の結果、計画建築物の存在によりG1-6.0m付近にある地下水の流動を阻害することはないと考える。また、杭は、杭径φ600mm～φ700mmを1箇所につき3本施工し、杭打箇所の間隔は約5m～10mであることから、杭の存在により周辺の地下水の流動を阻害することはないと考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「地下水の流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>【土地利用の変化による水循環への影響】</p> <p>予測の結果、本事業では、住宅用地、駐車場、車路、広場、緑地等に降った雨水を原則として地下浸透させることにより、供用後における計画地からの雨水の表面流出量は、現況14,965m³/hに対し、7,616m³/hと現況の約51%に減少する。また、中期計画における雨水流出抑制対策を継続し、浸透ますや浸透トレンチ等の設置により、雨水の地下浸透を促進する。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「建物、裸地、駐車場等に降った雨水を地下に浸透させること」及び「雨水の流出量を増加させないこと」を満足すると考える。</p>
日影	<p>【計画建築物の存在による日影の影響】</p> <p>本事業では、周辺地域への日影の影響を低減するため、団地中心部に高層住棟を配置し、外周道路沿いは階数を低くする計画である。予測の結果、地上4mの高さにおいて、計画地西側住居に対しては2.5時間以内、計画地東側住居に対しては2時間以内となり、評価の指標である「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」による規制値を満足する。</p> <p>また、冬至においては、計画地の西側で午前、計画地の東側で午後には日影時間が約50分増加することになるが、その他の季節においては、現況とほとんど変わらないが、場所によっては日影時間が減少する。</p> <p>なお、計画地に隣接した、西～北～東には、学校や入院設備のある病院等の特に配慮すべき施設は存在していない。</p>
電波障害	<p>【計画建築物の存在によるテレビ電波の受信への影響】</p> <p>地上デジタル放送の予測結果から、計画地の西側においては計画建築物の建設後に遮へい障害が発生することが予測されたが、送信電波が計画建築物の間を抜ける位置では受信が可能である。また、対象地域は、受信障害が発生しない標準用CATVに加入している家屋も多い。環境保全措置に記載したように、計画建築物建設後にテレビ受信障害が発生した家屋については、電波障害を解消するための適切な対応をとることとする。</p> <p>さらに、衛星放送の予測結果は、計画地外の住居等に対して、障害は発生しない結果となった。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足すると考える。</p>

表1(3) 本事業の実施による環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価の項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
景観	<p>【計画建築物の存在による景観への影響】</p> <p>主要な景観構成要素の改変による地域景観の特性の変化の程度については、眺望地点から見える緑の割合の変化はなく、眺望景観にほとんど変化はないと予測された。また、環境保全措置に示した公園の保全、緑道の整備や植栽を実施することから、評価の指標である「緑を含む地域景観の変化を抑え、良好な市街地景観を形成すること」を満足すると考える。</p> <p>圧迫感の変化の程度については、計画建築物の工事の完了後の形態率は、17.3%～53.7%と予測した。現況から事業の実施後の形態率の変化は、既存建築物の除却に伴い形態率が減少するNo.11を除き、1.1%～12.8%の増加と予測した。本事業の実施においては、計画建築物の高さに変化をつけ、植栽の付けをつけることで空間の閉塞感を低下させるとともに、計画建築物を直線的に並べないようにし、壁面の分節を図ることで、景観に適度なリズム感が生じ、単調で長大な壁面による印象を和らげるなど、中期計画における対策を継続し、建築計画で配慮することにより評価の指標である「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>
自然との触れ合い活動の場	<p>【工事用車両の走行による自然との触れ合い活動の場まで利用経路に与える影響】</p> <p>計画地内のオカネ塚公園、カマキリ公園、緑が丘公園、大南公園については、工事の実施により周辺道路の交通量は、時間当たり最大で10%の増加となる。また、計画地内道路では、時間当たり最大90台となる。しかし、いずれの道路にも歩道が設置され、周辺道路には、信号付横断歩道や歩道橋が整備されており、利用経路も多数存在するため、公園までの利用形態や到達時間が変化することはないと考える。</p> <p>計画地周辺における公園については、後期計画区域から離れており、近接して工事用車両が走行することはないため、工事の実施による公園への利用経路の阻害や公園までの利用形態及び到達時間の変化はないと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「自然との触れ合い活動の場までの利用経路の阻害、利用形態の変化、到達時間の変化を生じないこと」を満足すると考える。</p> <p>【自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変】</p> <p>計画地内のオカネ塚公園、緑が丘公園、大南公園の改変はない。カマキリ公園については、北側隣接区間の既存住居を除却後、公園として整備することにより、現況の約10%（220m²）増加し、全体で2,400m²となる。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「自然との触れ合い活動の場を減少させないこと」を満足すると考える。</p>
廃棄物	<p>【建設工事に伴う建設廃棄物、建設発生土の発生による影響】</p> <p>土工事により発生する建設発生土約23,500m³が発生するが、埋戻しに必要な量については、計画地内に仮置きし、再利用を行う。搬出される建設発生土については、99%以上の再利用を目標として、東京都建設発生土再利用センター等を活用し、再利用を図る。</p> <p>また、その他の建設廃棄物は、除却工事において約113,760t、建設工事において約2,587t発生するが、全体として98%以上の再資源化率を目標とし、「資源の有効な利用の促進に関する基本方針」、「東京都建設リサイクル推進計画」等に基つき可能な限り再資源化を行う。再資源化できない陸棄物については、関係法令に係る許可を受けた処理施設に運搬し、適正に処理を行う。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「資源の有効な利用の促進に関する基本方針」の内容及び「東京都建設リサイクル推進計画」に示される目標値を満足すると考える。</p>

表1(4) 本事業の実施による環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価 の項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
温室効果ガス	<p>【計画建築物の供用に伴う温室効果ガスの影響】</p> <p>本事業により、工事の完了後に事業者自らが温室効果ガスを排出する行為はな い。</p> <p>建築物の設計に当たっては、平成25年に改正された「エネルギーの使用の合 理化に関する法律」に基づき省エネルギー対策を講じる。また、「東京都建築物 環境配慮指針に基づく評価基準」の環境配慮の措置の評価については、段階2以 上の配慮の措置を指標とすることで、住宅供用時のエネルギー使用の合理化が図 られるものとする。</p> <p>さらに、本計画では、新たに建設する全ての住棟に対し、太陽光発電設備（1 棟10kW：5.30 t_{eq}-CO₂の削減に相当）を設置する計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「関係法令等に示される事業者の責務等」 を満足すると考える。</p>

●東京都告示第千五百七号

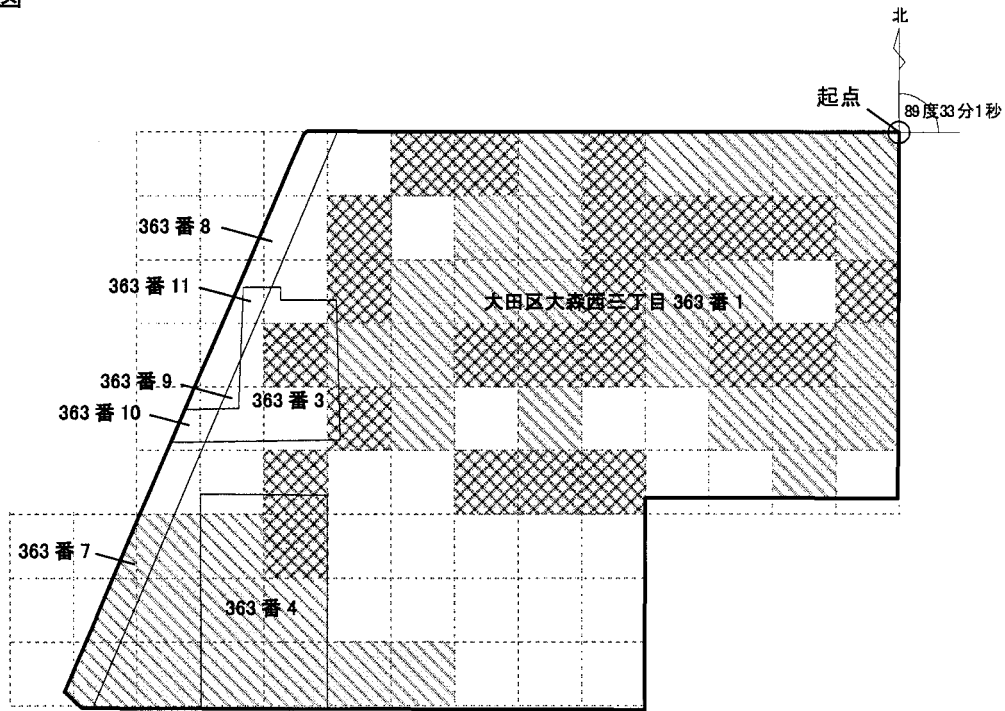
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千二十一
号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条
第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

平成二十七年十月十三日


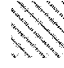



東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区大森西三
丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン、
テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の
実施

別図



凡例

-  指定を解除する区域
-  形質変更時要届出区域
-  単位区画
-  筆境界線
-  敷地境界線

〈起点〉
 起点は、大田区大森西三丁目 363 番 1 の最北端とする。

〈格子の回転角度:89 度 33 分 1 秒〉
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (消)

●東京消防庁告示第5号

火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置(平成16年6月東京消防庁告示第7号)の一部を次のように改正する。

平成27年10月13日

東京消防庁

消防総監 高橋 淳

第1の1(6)中「第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準」を「第112条第1項に規定する一時間準耐火基準」に、「同令第112条第1項」を「同項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人メモリアルデザインLab

<p>三 代表者の氏名 藤澤 忠盛</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区瀬田三丁目六番六一六〇一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、冠婚葬祭におけるメモリアル・セレモニーのデザイン改善・開発の為に活動する。日本をはじめ世界の現況調査・分析を行い、新たな冠婚葬祭のメモリアル・セレモニーのデザイン制作・普及啓発を行う。開発したものを広く一般市民をはじめ、各大学・日本デザイン学会、建築学会はしめ各種学術機関での発表を通して、デザイン・文化・芸術・学術の進捗を図り、情報化社会の発展にも貢献・寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あだち菜うどん学会</p> <p>三 代表者の氏名 渡井 良昌</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区千住橋戸町五十番地</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、足立区の特性を活かしたご当地グルメの開発・普及を行う。この活動により足立区のブランドを高めることで来街者の増加につなげ、農業生産物の需要と供給の増加と地域経済活性化、地域振興に寄与し、ひ</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人労働教育相談センター</p> <p>三 代表者の氏名 藤倉 純夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南大塚二丁目三十三番十号 東京労働会館五階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民、特に若者を対象として、職場で働く上での法律や権利などの市民的な知識の収集・普及を進め、合わせて具体的な現場で労働者が困っている問題に関わって労働相談を通して知識の活用を図り、安心して働ける雇用を確保するための支援事業を行い、労働者を取りまく健全な社会・経済環境の発展・強化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人町田演劇鑑賞会</p> <p>三 代表者の氏名 大谷 光雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人町田演劇鑑賞会</p> <p>三 代表者の氏名 大谷 光雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人シェア・マインド</p> <p>三 代表者の氏名 松本 靖子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都多摩市連光寺三丁目十八番地十三 コートビレッジ桜ヶ丘パート2 B一〇四室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、失業、病气、暴力等、様々な理由により生活に困窮する人々の支援を行う。そして、人々に対し、あらゆる媒体を通して貧困に対する理解を深め、支援の方法を共に考え実施していく。これらの活動を通して、人間のみならず、この社会に生きているもの達が力を分け合うことのできる環境を作り、希望の持てる社会を作り続けていくことで、社会に寄与する。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>二 F 東京都町田市町二丁目二十八番十八号 J e e M e</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、定期的に継続して演劇鑑賞活動を行う非営利の市民文化団体で、演劇との出会いを通して人生を見つめ、人と人との絆を深めて、演劇の普及・発展と、豊かな文化性をもった地域社会を創造することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日野市三沢二丁目十五番三、同番四、同番四地先、同番八及び同番九

武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十七番五号山蝶ビル

株式会社山蝶

代表取締役 山本 光彦

あきる野市雨間字塚場二百五十番一、二百五十二番一並びに同番三及び雨間字長者久保

青梅市新町九丁目二千五百三番地の七

株式会社エースハウジング

代表取締役 高山 宣之

昭島市宮沢町二丁目二百五十八番六、同番八、同番十三から同番十七まで、同番二十及び同番二十一

立川市羽衣町三丁目十番十二号

近代建物株式会社

代表取締役 新藤 幸男

昭島市緑町四丁目二千六百十四番一

八王子市元本郷町三丁目十五番八号

株式会社プライムホーム

代表取締役 小俣 茂

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり

り都民の意見を聴く会を開催する。

平成二十七年十月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

一日時

平成二十七年十一月六日(金曜日)午後一時三十分開始

二 場所

中央区立環境情報センター 研修室二

中央区京橋三丁目一番一号 東京スクエアガーデン六階

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成二十七年十月二十七日(火曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)

及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第二本庁舎八階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一号

電話番号〇三(五三八八)三四五三(直通)

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評

価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成二十七年十月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一日時

平成二十七年十一月六日(金曜日) 午前十一時開始

二 場所

中央区立環境情報センター 研修室二

中央区京橋三丁目一番一号 東京スクエアガーデン六階

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成二十七年十月二十七日(火曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

五 公述人の選定

一号 東京都庁第二本庁舎八階

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前十三時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一号

電話番号〇三(五三八八)三四五三(直通)

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八

条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る

意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年十月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

東金ビル

二 店舗所在地

板橋区東坂下二丁目十二番八号

三 設置者名

株式会社Olympicグループ

四 意見

ア 聴取者 板橋区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年九月二十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年十月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称)ペンブローク六本木七丁目計画

二 店舗所在地 港区六本木七丁目百十三番一ほか

三 設置者名 ペンブローク・ロッポンギ7・リアルエステート・リミテッド

四 意見

ア 聴取者 港区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年九月十四日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年十月十三日から同年十一月

七 縦覧時間
 十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名
 ホームセンターコーナン本羽田店

二 店舗所在地
 大田区本羽田二丁目三番一号

三 設置者名
 コーナン商事株式会社

四 意見

ア 聴取者
 大田区長

イ 概要
 意見なし

ウ 収受日
 平成二十七年九月二十八日

五 縦覧場所
 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間
 平成二十七年十月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年十月十三日

東京都知事 舩添 要一

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名
 あすとウイズ

イ 店舗所在地
 大田区蒲田四丁目百番

ウ 設置者名
 京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合

(二)ア 店舗名
 (仮称)ららぽーと立川立飛

イ 店舗所在地
 立川市泉町九百三十五番一ほか

ウ 設置者名
 株式会社立飛ホールディングス

(三)ア 店舗名
 ドイトプロ小金井公園店

イ 店舗所在地
 西東京市新町五丁目三番十二号

ウ 設置者名
 櫻井 千代ほか四名

二 東京都の意見の概要

(一) 概要

一(一)及び(三)の店舗に係る届出については、区市の意見に留意するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

二(二)の店舗に係る届出については、市等の意見に留意するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。なお、設置者は営業開始の日までに予定している交通対策を確実に実施すること。

(二) 意見の通知日

平成二十七年十月一日

三 縦覧場所
 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間
 平成二十七年十月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時まで。

正誤

○平成二十七年九月十六日付東京都公告
 二十ページ上段十一行から十三行までを削る。

でを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

